

議事要旨(4) IASB公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分」等へのコメント対応について

(持分法：その他純資産の変動に対する持分)

冒頭、加藤副委員長より、「持分法：その他純資産の変動に対する持分」の公開草案に対するコメント文案について、IASBへの提出期限が3月22日であることから、本日が委員会でのご審議となるが、その後の対応については、電子メールによりさせていただきたい旨の説明がなされ、星野専門研究員より、審議事項(4)-1に基づき、コメント文案の説明がなされた。

その後の委員等からの主な質問及び事務局からの説明は、以下のとおりである。

ある委員から、持分変動の処理について、みなし取得とみなし売却で分けて検討すべきであるという意見があった。

これについて、事務局側から、IASBにおいて、2008年のIAS第27号の改訂時に、みなし取得とみなし売却の考え方が検討されたが、最終的に、採用されなかったこと、また、持分法は連結と異なり、企業集団から現金流出が生じないので、当該考え方には疑義がある旨の説明がされた。

ある委員から、持分法は、IASB のリサーチ・プロジェクトになっていることから、それについて、コメントレターの中で、より明示すべきであるという意見があった。

これについて、事務局側から、コメントレターの表現方法を検討したい旨の説明がされた。

ある委員から、持分法について、リサーチにおいて長期的に対応すべきである、その他の包括利益の不適切性について、コメントレターで、より明確に記載すべきであるという意見があった。

これについて、事務局側から、同様にコメントレターの表現方法を検討したい旨の説明がされた。

(減価償却及び償却の許容される方法の明確化)

冒頭、加藤副委員長より、IASBの公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」に対するコメント文案について、ご審議をお願いしたい旨の説明がなされ、星野専門研究員より、審議事項(4)-2に基づき、コメント文案の説明がなされた。

その後の委員等からの主な質問及び事務局からの説明は、以下のとおりである。

ある委員から、今回のIASBの公開草案は、IAS第16号「有形固定資産」とIAS第38号「無形資産」の両方を対象としていることから、コメント文案の記載においては、どの基準に

ついでのコメントなのかについて、明確にされるべきとの意見があった。

これについて、事務局側から、明確に分かりやすく記載するように修正するとの説明がされた。

以 上